

令和8年度建設工事等に係る
資格制限・指名停止措置状況一覧
(破産宣告・金融機関取引停止等による資格制限・指名停止を除く)

NO	業者名及び所在地	期 間	理 由
8	(株)カナデビアエンジニアリング (大阪府大阪市)	令和8年9月9日から 令和8年10月8日まで (1か月)	当該事業者が、国土交通省近畿地方整備局長から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けたため。 (指名停止基準別表第2の6(3)ウ適用)
7	(株)ウエダ建設 (丹波市)	令和8年8月22日から 令和9年1月21日まで (5か月)	当該事業者が、兵庫県丹波県民局長から建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止処分を受けたため。 (指名停止基準別表第2の6(2)イ適用)
6	北淡路産業(株)ほか 1社	令和8年7月28日から 令和8年11月27日まで (4か月)	当該事業者らが、兵庫県淡路県民局洲本土木事務所発注の洲本海岸安乎中川原地区護岸修繕工事において、安全管理の措置が不適切であったために工事関係者に死亡者を生じさせたため。 (指名停止基準別表第1の7(1)適用)
業 者 名			
所 在 地			
期 間			
北淡路産業(株)		淡路市	4か月
淡路土建(株)		洲本市	
5	荒川清掃(株) (丹波市)	令和8年7月10日から 令和9年1月9日まで (6か月)	当該事業者の元役員が、刑法の規定により罰金の刑に処せられたため。 (指名停止基準別表第2の8(1)適用)
4	スバル興業(株)ほか 1社	令和8年5月13日から 令和8年7月12日まで (2か月)	当該事業者らが、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条違反により排除措置命令及び課徴金納付命を受けたため。 なお、日本ハイウェイ・サービス(株)については排除措置命令のみ。 (指名停止基準第4条第2項及び別表第2の2(1)ウ適用)
業 者 名			
所 在 地			
期 間			
スバル興業(株)		東京都千代田区	2か月
日本ハイウェイ・サービス(株)		東京都千代田区	
3	(資格制限) (株)増田医科器械 (京都府京都市)	令和8年4月21日から 令和8年10月20日まで (6か月)	当該事業者が、兵庫県病院局発注の手術用内視鏡システム一式の入札に関し、正当な理由がなく、落札決定したにもかかわらず契約締結を拒んだため。 (入札参加資格制限基準(2)カ(ア)適用)
2	(株)ウォーターシテム (姫路市)	令和8年4月17日から 令和8年10月16日まで (6か月)	当該事業者の代表取締役が、刑法の規定により罰金の刑に処せられたため。 (指名停止基準別表第2の8(1)適用)
1	(資格制限) 塩崎電気設備管理 事務所 (赤穂市)	令和8年4月17日から 令和8年10月16日まで (6か月)	当該事業者が、兵庫県西播磨県民局総務企画室発注の赤穂健康福祉事務所庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託の入札に関し、正当な理由がなく、入札し落札決定したにもかかわらず契約締結を拒んだため。 (入札参加資格制限基準(2)カ(ア)適用)